

(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業に関する

基本協定書（案）

【修正版】

平成 24 年 5 月 30 日

新潟市

目 次

第1条	(目的).....	1
第2条	(市及び[●]グループの義務).....	1
第3条	(運営事業者の設立等).....	1
第4条	(株式の譲渡).....	2
第5条	(特定事業契約の締結).....	2
第6条	(賠償額の予定).....	4
第7条	(本事業契約不調の場合の処理).....	4
第8条	(秘密保持).....	5
第9条	(準拠法及び管轄裁判所).....	5
第10条	(有効期間).....	5
第11条	(定めのない事項).....	5

(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、新潟市(以下「市」という。)と[●]グループの[●]、[●]及び[●]は、次の条項により、この基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この基本協定は、本事業に関し[●]グループが落札者として決定されたことを確認し、市と[●]グループ及び運営事業者との間で特定事業契約の締結並びに本事業の実施に向けて、市及び[●]グループ双方の役割及び義務について必要な事項を定めるものとする。

2 この基本協定において、次の用語は次に規定する意味を有する。

- (1) 「本施設」とは、本事業において要求水準書に従い建設される(仮称)新潟市アイスアリーナをいう。
- (2) 「運営事業者」とは、本施設の維持管理・運営業務の実施のみを目的とした会社として[●]グループが第3条に従い設立する会社をいう。
- (3) 「特定事業契約」とは、本事業の基本事項を規定する基本契約、本施設の設計・施工に関する事項を規定する建設工事請負契約及び本施設の維持管理・運営業務に関する事項を規定する維持管理・運営業務委託契約及びそれらの仮契約を総称していう。
- (4) 「構成員」とは、[●]グループの企業のうち運営事業者の株主となる[●]をいう。
- (5) 「協力企業」とは、[●]グループの企業のうち運営事業者の株主とならない[●]をいう。
- (6) 「構成企業」とは、構成員及び協力企業を個別に又は総称していう。
- (7) 「事業者提案」とは、本事業の入札において[●]グループから市に提出された提案書をいう。

(市及び[●]グループの義務)

第2条 市及び[●]グループは、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 [●]グループは、特定事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る審査委員会及び市の要望事項を尊重するものとする。

(運営事業者の設立等)

第3条 構成員は、この基本協定締結後、速やかに、次に掲げる要件を満たす運営事業者を設立し、運営事業者に係る商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、市にその設立を書面により報告しなければならない。

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく株式会社であること。
- (2) 運営事業者の本店所在地は、新潟市内であること。
- (3) 本事業のうち本施設の維持管理・運営業務の実施のみを目的とすること。
- (4) 会社法第 326 条第 2 項に従い監査役の設置に関する定款の定めを置いていること。
- (5) 会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていないこと。
- (6) 設立時の運営事業者の株主の構成及び出資額は別表 1 に記載するとおりであること。

- ※ 落札者の提案に基づき別表 1 に記載します。但し、構成員の保有割合が 100 分の 50 を超えること、及び代表企業の保有割合が全株主中最大となることとします。
- ※ 運営事業者の資本金は本施設の維持管理・運営開始の時までに金 2500 万円以上とし、維持管理・運営期間を通じこれを維持することとします。設立時に金 2500 万円以上とする必要はありません。
- 2 構成員は、運営事業者の取締役が選任され、又は改選された場合、若しくは事業者提案による運営事業者の経営体制が変更される場合は、運営事業者をしてこれを市に報告させるものとする。

(株式の譲渡)

第 4 条 構成員が、運営事業者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合は、事前に書面による市の承諾を得なければならない。

(特定事業契約の締結)

第 5 条 市と[●]グループ及び運営事業者は、平成●年●月中を目処として、本事業に係る別表 2 に掲げる契約を、それぞれ締結するよう最大限の努力をするものとする。なお、特定事業契約は、市の議会の契約締結の議決により本契約を締結する仮契約とする。

- 2 いずれかの構成企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、市は、特定事業契約を締結しないことができる。
- (1) 公正取引委員会が、いずれかの構成企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令若しくは独占禁

止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第 66 条第 4 項に規定する審決が確定したとき(独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)。

- (2) いずれかの構成企業が、公正取引委員会がいずれかの構成員に違反行為があつたとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) いずれかの構成企業(いずれかの構成企業が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- (4) いずれかの構成企業の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいずれかの構成企業の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) いずれかの構成企業の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) いずれかの構成企業の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) いずれかの構成企業の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) いずれかの構成企業の役員等又は使用人が、第 4 号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 3 特定事業契約の締結について新潟市議会で議決されるまでに構成企業のいずれかにおいて本事業の入札説明書に規定する入札参加資格を欠くこととなったときは、市は、特定事業契約を締結せず、又は締結済みの特定事業契約を解除すること

とができる。但し、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって入札参加資格を有する者を構成企業として補充し、市が入札参加資格の確認及び設定予定の運営事業者の能力を勘案し、特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、市及び構成企業はこの基本協定を終了させ、市と当該補充後の構成企業による企業グループとの間で、新たに基本協定を締結するものとする。

- 4 市及び[●]グループは、この基本協定の締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(賠償額の予定等)

第6条 市は、いずれかの構成企業が前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当したときは、特定事業契約不締結になるか否かを問わず、賠償金として、入札書に記載の入札金額の100分の20に相当する額を[●]グループから徴収するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 前条第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 市は、いずれかの構成企業が前条第2項第4号から第9号までのいずれかに該当したときは、特定事業契約が不締結になるか否かを問わず、賠償金として、入札書に記載の入札金額の100分の10に相当する額を[●]グループから徴収するものとする。
- 3 市は、いずれかの構成企業が前条第2項各号のいずれかに該当し、特定事業契約が不締結になったときは、違約金として、入札書に記載の入札金額の100分の10に相当する額を[●]グループから徴収するものとする。
- 4 前3項の場合は、構成企業は共同連帯して前項の額を支払わなければならぬ。
- 5 第1項本文及び第2項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分の請求を妨げるものではない。

(本事業契約不調の場合の処理)

第7条 建設工事請負契約の締結について新潟市議会の議決が得られなかつたとき及びその他事由のいかんを問わず特定事業契約の締結に至らなかつた又は効力を生じなかつた場合は、既に市及び[●]グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条に規定する賠償金及び違約金の支払を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第8条 市及び[●]グループは、この基本協定の履行に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及び法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 この基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(有効期間)

第10条 この基本協定の有効期間は、締結の日から全ての特定事業契約が締結され、その効力が発生したときまでとする。

2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約のいずれかが締結に至らないこと又はその効力が発生しないことが明らかになったときは、特定事業契約の締結不調又はその効力が発生しないことが明らかとなったことを市が[●]グループに通知した日をもって、この基本協定は終了するものとする。ただし、この基本協定の終了後も、第5条第2項及び第6条から第9条の定めは有効とする。

(定めのない事項)

第11条 この基本協定に定めのない事項については、市及び[●]グループが必要に応じ協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を 2 通作成し、市及び[●]グループが、それぞれ記名押印の上、市及び[●]グループの代表企業が各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

新潟市

新潟市長 篠 田 昭

[●]グループ

代表企業

[住所]

[事業者名]

構成員

[住所]

[事業者名]

協力企業

[住所]

[事業者名]

別表 1

運営事業者の資本金の額及び株主構成

運営事業者の設立時

運営事業者の資本金の額	●円
運営事業者の発行済株式の総数	●株

出資者（代表企業）

商号
所在地
出資額
引き受ける株式の総数

出資者（構成員）

商号
所在地
出資額
引き受ける株式の総数

別表 2

市と[●]グループ及び運営事業者が締結すべき契約

契約	当事者
基本契約	市、構成企業、運営事業者
建設工事請負契約(仮契約を含む)	市、[●]
維持管理・運営業務委託契約	市、運営事業者